

猪名川上流広域ごみ処理施設環境保全委員会

第18回委員会会議録

1. 日時：平成21年6月25日（木） 18:00～20:20

2. 場所：川西市役所 7階 大会議室

3. 出席者 (◎委員長、○副委員長)

学識経験者	◎竺 文彦	龍谷大学理工学部教授
学識経験者	○吉田 篤正	大阪府立大学大学院工学研究科教授
学識経験者	中嶋 鴻毅	大阪工業大学情報科学部情報メディア学科教授
学識経験者	原田 正文	大阪市立大学大学院医学部研究科准教授
学識経験者	服部 保	兵庫県立大学自然・環境科学研究所教授（欠席）
学識経験者	村上 安正	金属鉱山研究会会長
周辺地域住民代表	西村 貞男	国崎自治会（欠席）
周辺地域住民代表	鈴木 啓祐	猪名川漁業協同組合
周辺地域住民代表	北野 正	黒川・新滝地区
周辺地域住民代表	中垣内 吉信	田尻下区
周辺地域住民代表	中西 俊裕	野間出野区
組合区域住民代表	竹内 伸夫	川西市在住
組合区域住民代表	佐伯 行昭	川西市在住
組合区域住民代表	森田 治男	川西市在住
組合区域住民代表	西村 克也	猪名川町在住
組合区域住民代表	瀬戸口 勇一	豊能町在住
組合区域住民代表	藤岡 民江	能勢町在住
関係行政職員等	勝野 聡一郎	阪神北県民局
関係行政職員等	杉 正一	水資源機構
関係行政職員等	岡野 慶隆	川西市教育委員会
関係行政職員等	杢田 功	川西市
関係行政職員等	藤原 伸祐	能勢町（欠席）
事務局	水越 保治	施設組合事務局長
事務局	渡部 秀男	施設組合事務局次長（総務担当）
事務局	井上 功	施設組合事務局次長（施設管理担当）

4. 配布資料

- ・ 炉運転時のデータ
 - 月報排ガスデータ
 - 炉立ち上げ時のデータ
 - 溶融処理量データ
- ・ 環境影響評価事後調査報告書
 - 大気質中間報告（平成21年6月10日～6月16日）
 - 窒素酸化物時刻別測定結果（6月11日）
- ・ 不適合事象報告書
- ・ 平成20年度環境影響評価事後調査結果報告書に関する環境保全委員会委員意見

5. 次第

（1）議事

- ・ 炉運転時のデータについて
 - 月報排ガスデータ
 - 炉立ち上げ時のデータ
 - 溶融処理量データ

（2）報告事項

- ・ 不適合事象について

開 会 午後6時

○事務局

定刻になりましたので、第18回猪名川上流広域ごみ処理施設環境保全委員会を開催をさせていただきますと思います。

お知らせなんですけれど、本日は車でお越しの方にも、傍聴の方、それから委員の方、駐車券をお渡ししておらないんですが、出庫の際に警備員がおりますので、その者に環境保全委員会に出席と申し出ていただきましたら、開くようになっています。そのときに警備員に入庫の際に取りました券をお渡しをいただいたら結構かと思います。そういうことで、車でお越しの方よろしくお願いをいたします。

それでは、早速始めさせていただきますと思うんですが、委員の出欠でありますけれど、

学識経験者の服部委員、それから国崎地区代表の西村委員、それから行政委員の藤原委員から欠席の連絡をいただいております。副委員長吉田委員につきましては、まだちょっとお越しになっていないということで、遅れられるということで考えております。

それでは委員長、議事の進行よろしくお願いたします。

○委員長

それでは始めたいと思いますが、まず議事録の確認いつもしてありますが、きょうはよろしいですかね。

○事務局

済みません、前の分まだちょっと議事録用意できておりません。速記がちょっと間に合ってませんでしたので、きょうは前の分はお出しをしておりません、お願いたします。

○委員長

そうしましたら、きょういただいた次第では1番議事として、(1)は立ち上げのときのデータということと、それから2番に報告事項ということがありますので、よろしくお願いたします。

まず、最初に(1)の1「炉運転時のデータについて」というところから、ご説明をお願いたします。

○事務局

皆さん、こんばんは、きょうは環境保全委員会にご出席賜りまして、ありがとうございます。それでは、議事の1の(1)の1番をご説明させていただく前に、前回の環境保全委員会資料の追加修正につきまして、おわびとご説明を申し上げたいと思います。

5月26日に開催されました環境保全委員会の資料で、大気質のデータのうち、12月分のデータが入っていないということと、これの追加提出について、委員からご意見をいただきました。その時点ではデータが消失したと思い込んでおりましたので、一部紙ベースのデータを整理して、提出させていただくというふうに申し上げました。実際、1月にはデータが見られないという事態があったわけでございますけれども、現在、データの存在は確認しました。

十分な確認をしないまま、お答えをしたことに対しまして、深く反省するとともに、おわびを申し上げたいと思います。

まず、12月分のデータの消失等の経緯でございますけれども、1月の年明けに組合職員が焼却炉のデータを見ようと、データを保存しておりますパソコンを操作したところ、画面にデータがあらわれなかったということでありました。業者に確認をいたしますと、切っちはいけないパソコンの電源を切ったために、12月分のデータが消失したと説明がございま

した。12月の立ち上げ時にこのデータの一部につきましては、プリントしたものを保管しておりましたが、パソコン内のデータの回復については、その後確認をしておりませんでした。環境保全委員会の翌日、5月27日、改めてデータを確認しましたところ、データの存在が確認されたということでございます。

データ消失とされた原因は、パソコンの電源を切ったことによるものですが、データを保存するパソコンのシステムのトラブルでデータベースを見に行くことができなくなっていたのではないかと、このことでございます。

その後、システムを調整する作業の中で、トラブルは解消されましたけれども、組合はこのことを確認しておりませんでした。このため、12月分のデータはないと思い込み、そのような回答をしたものでございます。

まことに申しわけございませんでした。

それでは、1番の月報排ガスデータにつきまして、ご報告を申し上げます。

この度、試運転期間中からのデータを再確認する中で、排ガス基準を上回る数値が出ている項目で、これまで報告を怠っていた項目が、二つございました。

昨年からのいろいろな経過の中で、再びこのような報告をさせていただくことになったことに対しましては、心からおわびを申し上げますとともに、深く反省をしているところでございます。

一つは、立ち上げ時、立ち下げ時において、一酸化炭素の濃度が基準を上回る結果となっておりますことを、ご報告申し上げます。

月報の1ページ、1号炉、12月22日、23日、24日、27日の欄をごらんいただきますと、一酸化炭素の濃度の基準の30ppmを大きく超える値となっております。これはこの日だけでなく、立ち上げ時と立ち下げ時のガスバーナーによる天然ガスの燃焼中で、炉内の温度が低く、酸素濃度が高い状態のときに発生しております。炉内の温度が上がりまして、ごみの焼却が始まりますと、酸素濃度も下がってまいりまして、徐々にではありますけれども、基準内の値となってまいります。

この一酸化炭素の基準値は、平成9年に厚生省が発表しております、ごみ処理にかかるダイオキシン類発生防止等ガイドラインに定められた数値でありまして、酸素濃度を12%換算値の4時間平均値を30ppm以下としております。これは決められた計算式がありまして、酸素濃度を実際の値にかかわらず、これを12%として計算した結果を一酸化炭素の濃度の値とするというものであります。したがって、仮に実際の一酸化炭素濃度が一定であっても、酸素濃度によって換算値が変わってくるということになります。

立ち上げ時や立ち下げ時のガスバーナーの燃焼で、炉内の温度が低く、また酸素濃度が高

い状態では、必然的に高い数値が出るということになります。一酸化炭素の濃度の基準は、ばいじんや窒素酸化物等の大気汚染防止法に定める、有害物質の排出規制値ではなく、燃焼の状態を見るための指標でございます。低ければ完全燃焼、高ければ不完全燃焼ということになります。不完全燃焼で一酸化炭素の濃度が高ければ、ダイオキシンの発生ということにつながるわけですが、立ち上げ、立ち下げ時はごみを焼却しておりませんので、ダイオキシンのもととなる物質がございません。したがって、その心配はないということでございます。

こうしたことから、組合としても、この部分について注意を払ってこなかったというのが正直なところでございます。

ただ、試運転期間中に焼却中、ごく短時間濃度が高くなったときもありました。その後はございません。

そういったことで、まことに説明が遅くなったことを、申しわけございません。おわびを申し上げます。

次の1点は、水銀の値の高いところがございます。水銀の基準は、0.05mgですが、1ページ1号炉、12月23日が0.08、5ページの1号炉が、2月17日0.19、18日が0.09となっております。12ページにも2号炉、5月13日に0.07という数値が出ております。

このような値の出ているときは、例えば1号炉、12月23日を見ていただきますと、焼却量は0であります。また、1月17日も立ち上げ時でございまして、ごみ焼却量は0であります。18日は、焼却開始が14時で、それまでは焼却量0、その間に高い値となっております。

水銀の値が出るのは、通常ごみの中に含まれる水銀が燃焼した場合でもありまして、測定も異常も考えられるということで、業者の方に調査を指示しております。本当でしたら、もう少し早く調査をしておるところなんですけれども、ご案内のとおり焼却炉を一時停止するという状況がございましたもので、まだこの調査はできておりません。

なお、月報につきましては、焼却量は1日の積算量、排ガスのデータは1日の平均値を表示しております。

また、立ち上げ、立ち下げ時のデータは、立ち上げにはガスバーナーに着火したときから、立ち下げ時は、ごみ投入が終わってのちのガスバーナーによる燃焼をとめたときまでとしております。

重ねてでございますけれども、事前の説明を怠っておりましたことについては、まことに申しわけなく思っておりまして、重ね重ねおわびを申し上げたいと思います。

説明は以上でございます。月報の部分については以上でございます。よろしくお願いいたします。

○事務局

引き続きまして、立ち上げ時の運転データのご説明を申し上げます。

前回の保全委員会で要求のあった分ですが、全炉停止から分の1炉目の立ち上げ、いわゆるコールドスタートの初回立ち上げ時のデータをまずお示しております。2号炉の平成20年12月15日から12月17日までのデータです。

段を左から4番目の炉内温度がありますが、それを見ていただければわかりますが、12月15日の21時から温度が上がっていきまして、そこからバーナーに点火したことがわかります。

少しずつ昇温しまして、12月16日はずっとそのまま、12月17日の13時ごろから湿式有害ガス除去装置へ通過し、15時からごみの燃焼を開始しております。このときは初回でありまして、ごみの投入まで約42時間かかっております。ごみ投入までの窒素酸化物の濃度は基準を超えておりますが、ごみ投入以後、有害物質の排出基準は守られております。

また、先ほど局長の方から説明のありました、完全燃焼か不完全燃焼かの目安である一酸化炭素濃度が、ごみ投入以後、燃焼室の温度が上がるまでの時間は基準を超えております。それが1回目のコールドスタートのデータでございます。

それで次に、同じくコールドスタートの立ち上げの例として、3月の4回目の立ち上げのデータを示しております。2号炉の平成21年3月15日から3月16日のデータでございます。3月15日の19時にバーナーに着火して、21時間後の3月16日16時にごみ投入を行っているものです。湿式有害ガス除去装置につきましては、ごみ投入の約2時間ほど前の14時ごろから運転しております。同じく窒素酸化物は当然、湿式有害ガス除去装置を通るまではオーバーしておりますが、その以後は基準を守っております。一酸化炭素については先ほどと同じです。

それから次に、1炉稼働していて、2炉目の立ち上げの例でございますが、現在の立ち上げ方法として、1号炉の平成21年4月13日から4月14日のデータを示しております。4月13日の19時にバーナーは着火しておりますが、その時点でNo. 1及びNo. 2、加熱器出口の温度を見ていただいたらわかりますが、湿式有害ガス除去装置に通ガスしております。バーナー着火前に湿式有害ガス除去装置を通してということでございます。バーナー着火後16時間後の14日17時にごみ投入を行っています。

なお、これ以前の2度目の立ち上げにつきましては、ごみ投入の2、3時間前に湿式有害ガス除去装置に通ガスしておりましたので、その間は1炉目と同じように窒素酸化物がオー

バーするような状況でございましたが、4月以降は通ガスするタイミングを早めてすべてバーナー着火時の窒素酸化物除去ができるようになった次第でございます。

以上が、当初配布させていただいたものなのですが、その後5月17日に委員の方から委員長あてに意見書が出まして、その中でおのおの立ち上げ時のデータを示してほしいというような要望がございましたので、きょうお手元に配布させていただいております。

21年1月8日の2号炉、1月10日の1号炉、20日の2号炉、2月16日の2号炉、2月18日の1号炉、そのデータをおつけさせていただいております。

それから同じく、委員の方から、COが高い運転が発生したことへの対応ということで、JFEエンジあてに見解書を出せということでご要望があり、組合としましても、受け取った翌日にJFEにその旨伝えているところですが、きょう現在まだ見解書は届いておりません。

それから、委員のご質問の中で、「試運転期間等へCO値が基準値を超えた場合の契約違反に対する運営事務局の姿勢をお聞かせください」ということでございますが、やはり試運転期間中でございますので、いろんな調整がございまして、ある程度その調整が終わるまではCOを超えることがあるというのは、やむを得ないというふうに考えております。

以上で、立ち上げ時のデータの説明を終わります。

それから、最後に熔融処理量のデータをおつけしています。これは前回の保全委員会で熔融処理はどうなってるのというような、データを出してくださいということでしたので、データをお示しております。以上でございます。

COにつきましては、ごみ投入から5時間の間は立ち上げ中ということでございまして、5時間後に本来の安定稼働になります。その間につきましては、COが30ppmを守れないことがあるということが、組合としてもいたし方ないことと考えております。

◎委員長

ありがとうございました。

1番の議事の(1)の炉運転時のデータについてというところで、1の「月報排ガスデータ」と、2「炉立ち上げ時のデータ」というのと、3「熔融処理量データ」というのを含めてご説明いただいたんですが。ちょっとどこのどこなのか、ちょっとわかりにくかったんで、まず、1号炉と書いてある縦の資料ですね、これ資料1として、これが1番の「月報排ガスデータ」の資料ということでいいわけですね。それから上に2号炉運転日報1と書いてあるこれが2番の「炉立ち上げ時のデータ」ということでいいわけですね、あともう一つは熔融処理量と書いてますんで、これは3番だなということがわかるということで、まず1番のところ、一酸化炭素と水銀で問題があるところがあるというご指摘をいただいたん

ですが、もう一度申しわけないですけど、ささっと言われるとどこなのかちょっとついていけないところがありまして、もう一度その問題点のあるところの一酸化炭素と水銀のところ、もう一度、ページ数と何月何日というのと、項目ともう1回ちょっと確認をしたいんですけど、お願いできません。

○事務局

一酸化炭素の部分につきましては、1ページ目の12月、1号炉というところで、例示的にお示しさせていただいたんですけども、立ち上げ、立ち下げ時に、30ppmを超える一酸化炭素の値が出ているということのをこれまで説明ができていなかったという部分の説明をさせていただいたということをごさいます、ガスバーナーだけで立ち上げ時、まあ立ち下げ時もそうなんですけども、燃やしているときにどうしても一酸化炭素は出てしまうというふうなことで、ごみを燃やし始めますとすぐにはならないんですけども、徐々に基準の中に収まっていくというのが、燃焼が始まってしばらくすると基準の中に収まっていくというのがこれは、今現在でもそういうふうな立ち上げ、立ち下げのときはそういう状況にあるということが一つのごさいます。

○委員長

具体的な日にちで言うと、22、23、24、27の話ですね。

○事務局

27ですね、1ページ目でしたら、例えば2ページ目でしたら、12月15、16、17といったところが、30ppmを超えていると、日平均ですけども30ppmを超えていると、こういったところのごさいます。

もう一つの水銀の方は、1ページの23日の0.08、それから5ページの17日、18日の0.19と0.09、それから12ページ、この月報で言ったら最後のページの5月13日の0.07とこういったところで、0.05を超えてる数値があるんですけども、焼却をしていないときに、こういった値が出ているという共通的な部分のごさいます、先ほども申し上げましたように、ごみの中に埋もれているそういう水銀というのが燃焼されて、検知される値であるにもかかわらず、燃やしていないときに出てくるというので、これは測定する方の何らかの異常ではないかと。

これは推定のごさいますので、調べてみないとはっきりしたことは言えませんが、そういったことで業者に調査を指示しているんですけども、ちょっとこの間のいろんな焼却炉の状況のごさいます、まだそれができていないというところのごさいます。

○委員長

ありがとうございます。

ちょっと細かなややこしい数字もあるんで、まず1番からいくということでもいいですかね。
今の縦長の方のデータで、COの値が30を超えてるもの、あるいは水銀で値が0.05
でしたか、よりも高いという値が出ていますという報告でした。なんか水銀は燃やしてない
ときに高いんですね、最初に何もごみがなくて燃やし出したときに水銀が出てくるのかな。
これはだから何か水銀があって、熱がかかると出ていくのか。

○委員

水銀の融点。

○委員長

その水銀はどこにある水銀。

○委員

だから少し保温状態になっても、水銀が一番先にガスになりますので、その辺の問題があ
るかなというふうに思うんですけど、ちょっとその辺は具体的にどういう状態かっていうの
はわかんないんですね。

○委員長

でも、出るためにはどっかにないわけにいかんわけですよ。

○委員

それはある。

○委員長

燃やしたら水銀は飛びますよね。

○委員

飛んで、だからこれは静まるまでに、また時間がかかりますね。

○委員長

飛んで、どっかへ一たん落ちてるんですかね。そこから立ち上げて温度が上がると、一気
に上がる。

○委員

微粒子の状態が上がってくれば、先に濃度が高くなるんですけどね。ただその辺の全体の
状況がこのデータだけだとどういう状態だっていうのがわからないから、何とも言いようが
ないんですけど、一般論としてはそうだと思いますけどね。

○委員長

それから一酸化酸素の場合には比較的立ち上げのところが多いんですかね。最初に立ち上
げたところで30を超えるもの、値が出ていると。そういうご報告でしたが、1番の月報に
関するところでご質問等お願いいたします。

○委員

簡単な方からちょっとお聞きしますが、脱落かもわからんですが、1号炉の2008年の12月というのは、冒頭のデータで1カ月のデータ出てます。ここで今委員長おっしゃったように4日ほど、24時間平均値で割合高いのが出てるんですが、これの運転日報1というのは、これに綴じ込まれてますか。

22日、23日、24日、27日なんかのですね、23日は焼却量0でしたんで、これは度外視してもいいんですが、その前後の23、22、24、27というのは、あとの横長の方の1号炉運転日報1というのがこの日に関するものがありますかね、入っています。

○事務局

きょうのお渡しする中に入っていないです。

○委員

いや、この前送っていただいた方にも、入ってませんね。

○事務局

入っていません。

○委員

これ何か一番冒頭にぱっとみんなが気づいて、「あっ、高いね」これはしかし、日報で1時間値で見たら、ごみ出てへんときだけ高くてあとは低いよと、こういうことになるんですが、そのデータが入ってないというのはなんかおかしい、これも隠しているんですか。

○事務局

別に隠してるつもりはありません。

○委員

こういうのが1ページ目にポンと出てくると、これの24時間日報データというのは、つけていただいた方が我々そのほかの人に対する、住民の方に対する説明の場合も非常にしやすいんで、1番目立つところのものがポンと欠落してるというのはちょっと考えられない。それが一つです。それが今ないんだから仕方ないので、後で付けてください。

それともう一つは、「先ほど試運転時に少々外れるのは仕方ない」、だれが決めたんですか、それは。なんか契約書か何かのところに試運転時は設計基準値を外れてもよろしいと書いていますか。試運転時の基準値を守ることと書いてあるのと違いますか。

○事務局

そこは明確にはなっていないと思うんですけども、そういう状態を調整するための試運転でもあるというふうに解釈しております。

○委員

一番初めにバイパスをお使いのときに、試運転でもきちっと入れんとだめよと。ごみを投入したときは必ずその範囲内に入れんとだめなんですよということを、ワーワー言ってバイパスを使わないで正式なラインをごみ投入時には使うということで決めたわけです。ということは、それは試運転時においても設計基準値を守るという精神のもとに決めたわけです。

だからほかのデータ、COとかほかのごみに関してはそんなもんはどうでもいいんだと、調整だからいいんだということではないはずなんですよね、それについてメーカーさんの方からも何かコメントあるんですか。試運転時にはギブアップしたとかいうふうなコメントありますか。

○事務局

コメントはございませんが、そういう本格稼働までの間で調整というんですか、いろんな風の送りぐあいとかその辺の調整をする過程において、そういうことが発生するのはやむを得ないんじゃないかと。

○委員

それはあなたの見解であって、別に組合全体、あるいは住民の見解じゃないと思います。この前も、いろいろはっきりと言っていたときは、ごみを投入しないときの昇温バーナーを燃やただけでしたら、どうしてもNOxは少し上へ上がるんで、この場合はごみを投入してない、それからガスの量が非常に少ないいうとこで値はオーバーするけどもそれは承認してくれというふうな話で、この委員会ではそれは仕方ありませんね、という話で終わったと思うんです。

だから同じような意味でそういうふうな問題は全部やっぱり出してもらわな困るわけですよ。終わってから、これは仕方なかったんですけど、しかしこれ立ち上げ時にもうしょっちゅうこれから起こるんじゃないかなという気もしますんで、私が「やあ、わかった、わかった、もうええよ」と、こう言う立場のもんでもないし、そんな簡単な問題でもないんで、それは1回委員の皆さんのご意見を聞いてください。

○委員

私たちの委員会は、試運転時を控えている委員会であるということで、それぞれの委員がそれなりの関心を持ってこの問題を見つめてきています。私たちは10回目から始まっているんですが、11回目の委員会で会議録の25ページで一番基本的なことなんです、「試運転期間の排出基準も定常運転時の排出基準と全く同様だと考えていいわけですね」、「動かし始めだからちょっとごめんねということはないだろうなということです」と確認しています。それに対する事務局の答えは、「そういうことがあっては困ると考えています」と回答されています。

どういふことでしょうか。お覚悟が足りなかつたのではないのでしょうか、詰めが甘かつたつて前におつしやいましたけれども、全く甘いと思います。

○委員

先ほど事務局長が謝られましたけど、前回の環境保全委員会でのこの12月のデータがないのは、隠ぺいされたんじゃないですかつて申しあげましたけど、そんなことはございません、なくなつてしまつたんで申しわけないとおつしやつて、今そのことを謝つておられますけれど、出てきたデータがこれだつたら故意に隠したとしか言いようがないじゃないですか。

しかも今各委員がおつしやつているように、こういうデータが出てるといふことが12月にありながら、5月の環境保全委員会でもなぜ抜けてるんだといふことを、指摘をされてやつとこれが出てきた。これ故意と思われても仕方ないでしょ。

しかも、地元3地区との協議会の中でも話をしておりますけれど、こういうことがあつたら速やかに地元へ報告、同時にこの委員会の報告をすることといふことが言われてて、データを知りながら一切地元にも、環境保全委員会にも報告をしてない、ましてやこれでしょうがないといふことを事務局が勝手に決めて言うことではない。その原因の追求も今までに何にもされてない。どういふことなんだ。事務局答えてください。

○事務局

12月のデータが出てきたと、今まで先月の環境保全委員会が終わるまで確認がしてなかつたといふのは、事務局の怠慢でございまして、何とも言いわけのしようがないわけですが。そういう意味では、決して事務局としては、隠ぺいしようといふようなことは毛頭ございませんし、出てきたものは速やかに出させていただく、その中で明らかになつたことでまだ説明されてないこともわかつたといふことで、本当におくれればせなんですけども説明をさせていただいた、いふふうなことでございます。

そして試運転時にも基準値をきっちり守つてと、守らなかつたら困りますといふふうな答弁をしておりますけれども、いろいろ試行錯誤してる中で基準を守れない状況があつたと、事実としてあつたといふことでございまして。その点については残念と言いますか、本当に答弁させていただいたとおりにならなかつたといふことが、事務局としても残念だと思ひますし、皆さん方に対してお約束を守れなかつたといふことについても、おわびばかりですけども、おわびを申し上げたいと思ひます。

○委員

そういう約束を守れなかつたといふことについて、なにか事務局が変に業者の立場になつてしまつているといふ感じがするんですね。もっと冷たく考へて契約はちゃんとあるわけですから、これはちょっと言い過ぎかもわからんですけども、事務局は悪いんやない、業者が

悪いんやということがまず第一番にあるはずですよ。だからそういうことを契約どおりできなかった業者に、どうさせるんやと、ペナルティいくら取るんや、向こうの社長を呼んできてどうやって謝らすんやと、何でそんなことができへんのですか。現場同士で話したって仕方ない話ですよ。これは現場に来てる若いプロジェクトマネージャーも一生懸命やっとなですよ、それはわかりますよ。能力の足らんのが一生懸命やっとなって仕方ないんですよ、我々にとっては。やっぱり非常に能力がある人をちゃんと配置してもらってやらんといかんような状況なんですから。ある一面で言えば、メーカーがこの場所を極めてなめたと。あのぐらいの男を派遣したらそれでええやろ、そういうことでやったんですよ、これは。それは東京都やとか横浜市、大阪市をやるような工事、彼らがするときにはもっともっとしっかりした人間出します。こんなミスが全然起こらなかったと思います。それをそんなことも知らない、例えば一番初めのバイパスの話にしてもそうですよ、そんなことも知らないような人間を向こうが派遣してるわけですよ、だからその男は一生懸命額に汗して頑張ってるというのはわかるけども、能力が足らんかったらいくら汗流してもらったって、地元は困るんですよ。汗は流していらんから涼しい顔してちゃんとやってくれたらいいわけです。

だからこの問題はこのままで済まして我々がどうのこうのと言うよりも、やっぱり組合の管理者と、それから同じ契約を取り交わしたメーカーのあるいは今度は運転の方でしたら、委託運転の両方の社長を呼びつけて、それでこの辺の問題まだまだこれからバタバタ話出てくるかわかれへん問題がいっぱいありますけども、こういった、こんだけ問題が出てきた言うて、おまえんとどうする気やというのをもっと公式の場に持って行ってもらいたいと思います。以上です。

○委員長

ありがとうございます。

私も、この立ち上げの毎回ほとんど30を超えてなくても30近い値で一酸化炭素出てるわけですよ、要するにごみ燃やしてない、立ち上げの空焚きのときにね。だからこれはいわゆるメーカーの技術者が既にもうわかっている話ならこれ、始めから下げればいい話だし、わかかってなくてこうなったんならどうやってこれを回避しようかというのが技術屋さんの仕事なんだから、何でこないなるんかな。

それから1号炉の2月だけは立ち上げの時に0になってて、これ不思議に全然その一酸化炭素出ない操作をしてるところもあるんですよ、これはどういうことなのかとかいうことが技術的にはなんかちょっとしっかり対応しないといけないんじゃないかな。だから極端に言って、どんなことをやってもこれ30前後にはなっちゃうんだという話なら、それはそういう状況であるということをしっかり出してもらって、それをここが了承するのかどうか

ということをしっかりやればいいし、いやいや30はとにかく基準ですから、いろんな方法を試行錯誤して、30を回避するような努力ができるんなら、そうやってもらえばいいわけですよ。

だから仕方ないですねというような言い方ではなくて、やっぱり言われたようにメーカーの方にもうちょっと技術的にどうしても無理だという話ならね、それは我々だってね、それをどうこうせいとは言えないかもわかんないんだけど、できるものならやればいい。

○委員

今、委員長も委員もね、メーカーの責任が明確にされてないし、メーカーの見解も出てないし、これおかしいよということですけど、これ行政の責任もありますよ。昨年の委員会でも申し上げましたよ、徳島県鳴門市のように、きちっとしたもんができれば行政は受け取ってはいけないと。無理やりに本格稼働へ結びつけよう、結びつけようという、そればかりじゃないですか。地元がどれだけ困るかとか、環境にどれだけ負荷がかかるかとかいうことに対して何ら責任感が全く感じられない。そういう話を常に環境保全委員会でも出てるじゃないですか。過去の委員会の議事録見てもらってもわかりますよ、委員いろんな形で指摘をしていますよ。本格稼働、本格稼働、そのためには汚い物は全部ふたしといて、稼働してしめてから出したらええやろと、そんなん思われてもしょうがないですよ。ましてやちゃんとメーカーにこの12月に燃やしたデータが、この12月のデータいつ見たんですか、初めて事務局が見たのは。当然、12月にもう見てるでしょ、それに対して何ら原因分析もしなければ、メーカーからの見解も聞かず、報告もせず、この点に関してはメーカーも悪いですよ、メーカーも悪いんですけど、事務局も悪いです。これ行政の責任ありますよ。

○事務局

COの見解につきましては、委員の方から冒頭に説明させてもらったように、メーカーの見解ということで問い合わせをしているところでございます。私自身がメーカーの方からの説明といたしますか、口頭の話ですけども聞いておりますのは、COというのは物を燃やすとどうしても出てくると、炉内の温度が低くて酸素濃度が高いときにはもうやむを得ないというふうな説明を受けておまして、これを技術的に低減させるということは、今の時点で私が聞いた時点ですけども、できないというふうなお答えをいただいております。

それとCOについて注意ができてなかったということの説明はさっきも申し上げたんですけども、大気汚染防止法で定める有害物質ではなくてという、完全燃焼、不完全燃焼を見る指標やというふうなこともありましたので、それもちゃんと見て説明しとけというのが当たり前の話なんですけども、ついそこに注意が至らなかったというのが実態でございます。

○委員

COは大した指標でないというのは、日本のほかの地域ではそうかも知りませんが、能勢、豊能のああいいうダイオキシン汚染をこうむった場所の人間にとっては物すごく重要なことです。COはダイオキシンの指標ですからね、ダイオキシンってのは連続測定できないから完全燃焼してるかどうか、そういうふうなことでダイオキシンが高いの違うかと、私の質問においてもCOとダイオキシンとの相関関係も一応想定で出してくれということはメーカーさんに言うてるんで、そういう意味でCOは軽視してた、そんなことはこの場所では言える話ではないと思います。

それからもう一つ、見解書を今言うてますけど、まだ出てきていませんというお話ですけど、それは技術的な見解書であって、今ここで話してるのは責任の所在がどうなっているか、それから自主責任、メーカーの自主責任がどうなっているかということで、今はっきり言ったらそういうCOは低くはなかなかできないというなら、どうしてそんな条件の仕様書見て注文取ったんですかと言いたいわけですね。だから今から返したらどうですかと、メーカーさんこの施設持って帰りはったらどうですかと、ということは本来は言うべきことです。そやなかったらそれについてのペナルティをどう考えるかということをもっと考えないかん。だから社長を呼ばないかん。ここの現場所長とかそんなん呼んだって、ペナルティの話してもわからんわけですよ。だから絶対に社長呼ばないかんですよ。ここで働いている人、メーカーの人、サービス会社の人だれが怖いんやと、ここの人間だれも怖くないわけです。社長が怖いんですよ。給料もらう人が一番怖いと。だから社長を連れて来なかったら、社長に恥をかかさないと直りません。絶対に社長がこんな恥づかしい目におうた、おまえら何しとったちゅうて会社へ帰って怒鳴り散らすことをささないこのプラントはよくなる。それはもう私なんか民間会社出身ですからそれはもうようわかっています。だからそれをあの男が汗かいてやってたから可哀想やなあなんて思ったら、それはもっとも可哀想な人間がこの近くにこれから発生するわけやから、それはもっと割り切ってやっていただきたい。そういうふうにあります。

○委員

先ほどメーカーの方からこういうふうな説明を受けたというお話がありましたけれども、私たちが一番懸念しているのは、焼却炉システムの情報を一番持っているメーカーさんが言うことを、そっくりそのままのみにしてしまう、余りよくわからない事務局の態度なんです。それがあのバイパスの問題も引き起こしたのではないんですか。それをずっと懸念してできればもう少し技術力をアップするような第三者機関との提携という話をしていたんです。私たちが一番懸念しているのは、メーカーさんがこう言ったからってというメーカーさんの言いなりになっている事務局の態度ということをお忘れになりませんようによろしくお願

たします。

○事務局

先ほど第三者機関との提携ということ、前回の委員会でもそういうご意見が出まして、私どもの方もその用意をして進もうというふうなつもりをしてるんですけども、この間非常にいろんな出来事がございまして、その事務が実は進んでいないというのが実態でございます。できるだけ早く着手して進めていきたいというふうに考えておりますので、よろしくお願ひします。

○委員

2号炉運転日報のところね、12月の16日から17日、COの値が丸二日、48時間も、物すごい量が出っ放しになっとんですよ。これでもってね、立ち上がりの始める時期だの、しょうがないなんて、とつても言えるような状況じゃないんですよ。さっきからいろいろお話承っておりますけども、きつい言い方をしますけど、例えば注意すべきところ、注意してなかったとかね、チェック、確認がもれていたとかね、そのメーカーに対抗できるだけのメーカーをコントロールするだけのプロ集団になってないんですよ。これは一番大きな問題点ですよ。そのまま何カ月、何年たつとるんですか、そういうことについてしっかりと計画的に体制組み直さないかんですよ。だからこれだけいろんな問題が出てるんですから、一つは当面どうするかという問題ね、委員さんおっしゃったように下っ端といくら話たつてどうにもなるもんじゃないでしょ。

それからもう一つは、今後2年、3年、5年、10年かけてもプロになるように体制をどうするかということです。これがなかったらいつまでたつてもこれの繰り返しですよ。そう思いますね。お願ひします。

○委員長

ありがとうございます。

ちょっと私の方から確認ですが、COの一酸化炭素の30ppmというの、これは排出の基準ではないんですね。内部的な何かということですか。

○事務局

先ほど局長が申しましたように、ごみを燃やしたときに不完全燃焼か完全燃焼かという指標の一つでございまして、ダイオキシン類発生防止ガイドラインの中で4時間平均値が30ppm以下を守りましょうというのが出ている、それを受けての基準なんです。

今、例えば先ほどご指摘がありました12月16日の2号炉の運転日報1、これCOが73から100が続きまして、最後52.0になっていますけど、このときはごみはすべて0なんです。ダイオキシンが発生するのは当然ごみを焼いたときのものです、塩化水素とかその

辺のものといわゆるベンゼン環等がくっついてダイオキシンになる。そのときの仕様としてCOが30ppm以下だったらダイオキシンの生成量が少ないということになってまして、ごみを投入してないときにつきましては、もとの原因物質がございませんので、それは余り問題にする必要がないのではないかと。むしろ1ページめくっていただきまして、12月17日の15時、ここで41、35、28、24となっていますけど、これが問題になるところでございます。これにつきましては、確かに30ppmを下回ったらいんですけども、やっぱりこれは炉が全部暖まって完全混合にならないと下がってこないものでございます。先ほど申しましたように炉の立ち上げというのが、一応昇温終了まで5時間ということになってまして、この部分は今のところいたし方ないというところでございます。

○委員長

いや、その一酸化炭素が低くてもごみがなければ塩素のない状態ならそれはダイオキシンが出にくいということはよくわかるんですけども。試運転であってもごみのないときに一酸化炭素が高い値が出てることを試運転でやっておられるわけですよね、なぜこんなことをやらないといけないのか、何かいろんなことをやる時にどうしてもプロセスとして必要なのならそういう話をしてもらわないかんしですね。本来ならわざわざ一酸化炭素が高くなるような試運転を何かの理由で必要なのかわかりませんが、できたらそういうことを避けた形での試運転ができれば一番いいわけですから、どうなのかなということも思ったんですが。

それともう一つ私が聞いたかったのは、一酸化炭素はそういう形でいいのかもわからないんですけど、水銀に関しての0.05というのは、これは排出基準ではないんですかね。

○事務局

それは排出基準。

○委員長

そうすると、これは法的に問題があるんじゃないですかね。そんなことはないんですか。

○事務局

法的には、水銀の基準がないので。

○委員長

ああそうですね。排気ガスの中の水銀基準ないですね、重金属でないですね。もしも法的にひっかかるようなことをしてるんならこれは絶対に何がどうなってもやめないといけないことがあると思ったんですが、法的にひっかかるようなことはしてないわけですね。と考えていいわけですね。本来どういうふうな運転すべきかというところでの問題点があるというそれはわかりましたけど。

○事務局

先ほどの水銀の件ですけども、これ出ているという数値としてあらわれているという段階だと私たちは考えております。本当にそうであればもちろん、大変なことなんですけども、これを本当に出ている数値なんか検知器の測定器の異常なのかというところを、できるだけ早くはつきりさせたいというふうに考えておりますので、よろしく申し上げます。

○委員長

これはどういう方法で水銀測ってるんですかね、ガスを測ってるわけですよね。方法はどのような方法で測っているんですか。

○事務局

詳しいところはわかりませんが、煙突から吸引して還元気化かなんかして吸光光度計か何かで測っていると思います。

○委員長

連続的に測ってるんですかね。

○事務局

連続的、簡潔的に連続的に測ってるんじゃないかなと思うんですけども。

○委員長

いわゆる自動で測っているわけ。

○事務局

はい、そうです。

○委員長

そうですか。

○委員

今の事務局の説明で、測定値の誤差であるかもしれないということが、12月から今月もう7月になろうというとき、半年間放ったからしにしてあってそんな言い方はないですよ。だったらデータが出たときにきちっと検証するのが当たり前でしょ。

それともう一つはね、いつもこれの事務局言うんですけど、「自主基準と法律による環境基準と、環境基準は守られています」、「法律による基準が守られていますので、大丈夫です」いつもダブルスタンダードの話が出てくるんですよ。我々はこの炉、ここのごみ焼却場をこれだけの基準でやるから認めてくれということを、ずっとこの10年間言ってきたんですよ。地元はそれでも承知しなかったんですよ。でも、ここまで議会を押し通し、検討委員会を押し通し、みんな押し通してきたのは、守るという基準が守られるということを保障してきたからじゃないですか。何を言ってるんですか、そんなもん。最初からダブルスタンダードで

多少のものは超えてもかめへんのやというような言い方が事務局の答弁にあること自体が間違いですよ。

○委員長

ちょっと時間のこともありますので、大分いろいろ意見をいただきましたから。

○委員

もう一つだけいいですか、測定機械のどうのこうのっていう話が出ましたけれども、2号炉運転日報の12月16日の中ほどに100.0、100.0ってのというのが4つつながっているんですが、100以上というのは測れないんですか。それともこれは本当に4回とも100だったわけでしょうか。

○事務局

100以上は測れないというか、出てこない。

○委員

ちょっとお尋ねします。これ横向きのこれでもいいんですけどね、いろいろあるのであちこち見ないとわからないですが、ごみの発熱量とありますけども、これはどうして算定されるんですか、この値というのはね。それと細かいことなので一緒に説明してください。

例えば、先ほど水銀の話がよく出ていましたけども、3月の15日の2号炉なんか、これバーナー着火前に塩化水素がもう出てますね、煙突から。これはやっぱりそれなりの理由があるんでしょうね。

それからあと一つは、煙突のばいじん測定値が、1号炉と2号炉は大体総体的に言うと、1号炉は0.1ぐらい、2号炉は0.3ぐらいで大体3倍ぐらい、値としてはこれは問題ないですよ、基準値内に入っているんですから。しかし性能として出てくる場合にこれ違いがあるのは、これはどういう意味でしょうね。メーカーに聞かれましたか、それとも何か分析されていますか。以上、3つです。

○委員長

順番に最初月報の縦長からいきましたが、時間のこともありますので、2番目の立ち上げ炉の、今ご質問のあった立ち上げ時のデータの、横の日報の方に移りまして、今ご質問がありました、今の件はどうですかね。発熱量のこととか何か。

○事務局

発熱量につきましては、蒸気の発生量とごみ投入量から計算して、計算値で出している数字であります。

○委員

バーナー着火してないときの。

○事務局

だからそれは前のデータをずっと引きずっているだけなんです。最終的に前回のデータから変更がない場合は、その前回のデータをずっと記録するようなシステムになっているということ。

○委員

ごみを燃やしてないのに、発熱量がわかるの。

○事務局

だから、それは異常な値です。

○委員

もう一遍繰り返して。今の答えをもう一遍言ってみて。

○事務局

システムで燃えてないときは、一番前に燃えとったときの最終のデータをずっと記録するようなシステムになっているということです。

○委員

しかしそれやったら15日の日にはこれ0、0になってますね。それは少しずつ算定1とか何とか算定されてますけども。だからこういう値がどうして出たのかなというようなね、ごみの発熱量というのはそんなに変わらんわけでしょ。燃やさないからなんぼとか、燃やしたからなんぼとかいうもんじゃない。ごみそのものが持っている発熱のことを言うんですか。これは。

○事務局

計算上です。

○委員

おたくがおっしゃるように、逆の話でその値にはなったというんやったら、常に大体一定しとるはずですよ。違いますか。ごみの、例えばこの紙燃やしますわ、これ1キロあたり1600なら1600仮にあるとしますね。これは一定のごみの発熱でも大体そんなに変わらない、春夏秋冬では変わっていくと思いますけども、これはごみの発熱量というのは変わらないと思いますね。それでいうと、どうして測られたのか、ちょっとそういうこと不思議だったから。私聞いているんです。これ連続的に測定したようになってますのでね、だからそれを聞いているわけです。連続的に測定をどないして出したんか、値を。また調べとってください。

○事務局

はい。

○委員

今、わかる。

○事務局

これあの当然ごみの発熱量、正確に測ろう思うたらごみをサンプリングしてきて、熱量計で測らないと測れません。

○委員

それはここに出とるからね。

○事務局

いや、これは先ほど言いましたように計算値、蒸気量とごみの燃焼量からの計算値でございます。

○委員

それなら冬なら冬、春なら春で大体一定しとるんちゃうの。

○事務局

今でも結構変動しております。

○委員

わかりました。はい、その次の質問、答えは。

○事務局

ばいじんの濃度の違いについては、ちょっと何ともわかりかねます。

○委員長

それだけでしたか。そしたらほかに主にこの日報の方についてのご質問等ありましたら。

それからあとの溶融の処理量の一覧というのももらってますので、2と3含めてご質問ございましたら。ご質問、ご意見。

(質問・意見なし)

○委員長

よろしいですか。そうしましたらちょっと時間のこともありますので、先ほどのいろいろご指摘をいただいた月報排ガスデータを含めて、事務局の態度、いろんなご指摘をいただきまして、それで2の報告事項というところでも、何かいろいろあるらしいのでそれも含めて検討した上で、その事務局の方の対応をちょっと聞かせていただくというそういうふうに進めたいと思いますので、2の報告事項と書いてますが、不適合事象ということでお話をお願いいたします。

○事務局

それでは2番目、報告事項の不適合事象につきましてご報告させていただきます。

前回は4月分ということで報告をさせていただいたわけですが、今回はそれ以降5月と6月のきょう時点までの、きょう報告できる部分までの報告ということでございます。順番に報告をさせていただきます。

まず最初のページ、不適合事象の種類ということで、火災でございます。発生場所はリサイクルプラザ1階の可燃粗大ごみ破碎機の出口のところでございます。発生日時、21年6月3日、9時21分ということで、発生の内容でございますが、リサイクルプラザ1階に設置してあります可燃粗大ごみ破碎機の出口において、破碎機からすり抜け防止用鋼材に引っかかっていたごみが燃えたという事象でございます。原因でございますけれども、可燃性ガスがごみの中にまざっていたというふうに推定されます。一瞬にして炎が発生いたしましたので、そのガスの何らかの火花が引火して燃えたというふうに考えております。被害状況は特にはございませんが、対応といたしましては、直ちに消火器を使用して炎を消し、くすぶっているごみに水をかけて消火をいたしました。その後、破碎機出口に引っかかっている破碎物をコンベアに落とし、最後水をかけて完全消火を確認しております。これの復旧日時が6月3日の15時10分でございます。6番の①、②、③はなしで、④でございますけれども、改善策等でございますが、破碎機室内に消火器を設置するということと、初期消火体制を再確認するということをしております。破碎機の方には火災報知が発報しますと、自動放水がありますが、これは破碎機の上部にございまして下には水がなかなかかかりにくいというふうな状況がございますので、そういう消火器を設置するとともに、こういった場合にはリサイクルプラザの責任者が直ちに消火器を持って駆けつけるといったことで確認をしたところでございます。

次の2ページ目でございます。不適合事象の種類ということで排ガス異常、窒素酸化物の38.6、塩化水素が23.8ということでございます。事象の発生場所はごみ処理施設の湿式有害ガス除去装置1号炉、発生日時は21年5月29日の13時47分でございます。発生概要、炉の立ち下げ時に誤操作によりまして、湿式有害ガス除去装置をバイパスさせまして、煙突から未処理ガスの排ガスを放出したということでございます。

不適合事象の原因でございますけれども、誤操作ということになるわけですが、2行目の①のところ立ち下げ時の自動制御プログラムのうち、湿式有害ガス除去装置停止の判断状況というのが、プログラムの中に組み込まれておりまして、これは括弧の中に書いてありますように炉内温度310度以下、Nox濃度が10ppm以下という条件がありますが、これが欠落しておりまして9時間程度早く湿式有害ガス装置立ち下げに進行、次のステップに移ってしまったということでございます。そして②で運転員が自動制御プログラムの異常に気がつかず、湿式有害ガス装置立ち下げステップを進めてしまい、バイパスが使用され、

排ガス異常を起こしたということでございます。これはすぐに原因がわかりましたので、直ちに湿式有害ガス除去装置の運転を再開したところでございます。復旧の方は5月29日の14時32分ということでございます。当然のことながら、改善といたしまして、自動立ち下げの制御プログラムを修正しますとともに、この排ガス異常警報の発報時に運転員の対応ということで、再教育を行っております。

次に3ページ目でございますが、実は本日新聞、一部新聞報道されました、溶融飛灰の固化物の受入基準の超過の部分でございます。発生場所のごみ処理施設の溶融飛灰処理装置でございます、6月4日に判明をしております。発生概要でございますが、5月20日にサンプリングしました溶融飛灰固化物の溶出試験におきまして、フェニックス受け入れの基準を大幅に超過した値が出たということでございます。ここには書いておりませんがフェニックスの受け入れ基準は、 0.3 mg/L であります。6月4日に直ちに施工者に原因究明を依頼し、溶融飛灰の重金属含有量を分析しましたところ、試運転時と比較しまして1.5倍から2倍になっておりました。しかしながら重金属溶出防止剤でありますキレート剤の添加率が試運転時のままであったことから、溶出をおさえられなかったものであります。これの対応といたしまして、6月4日時点で溶融飛灰の固化物ピットの飛灰固化物は別途処分をいたしました。6月10日から新たな添加率、皆様お手元には15%と書いております、済みません25%の誤りでございます。25%でキレート剤を混合いたしまして、溶出基準クリアを現時点では確認をしております。この溶出基準クリアを確認したということで、6月11日ということが一応復旧日時というふうに入れておりますけれども、フェニックスの方の受け入れについては、まだ結論が出てないというんですか、改めてフェニックスが独自に溶出検査をされまして、その結果を見て受け入れオーケーというふうになるということで、私どもが溶出基準クリアしたのを確認したのが、6月11日ということでございます。改善策は同じことですが、新たな添加率でキレート剤を混合し、溶出基準をクリアしております。灰の組成が変わっていたということがございますので、これは適当な間隔をおきまして、溶融飛灰の組成分析を行わせるということにしております。

次にページでございますが、これも既に新聞報道されたところでございますけれども、停電によります施設の運転の停止状態が発生しまして、その間の排ガス異常が発生いたしました。ごみ処理施設並びにリサイクルプラザということでございます、6月11日の9時12分でございます。原因のところに書いてありますが、発生日時に関西電力の停電がございまして、通常直ちに我方の蒸気タービン発電機による自立運転に移行するはずのところ、施設外の需要家の電力需要を賄うような形になりまして、その負荷に対応できず、瞬時に蒸気タービン発電機も停止したということでございます。関電からの電気の供給はすぐに再開

されたわけでございますけれども、我方の方は施設内の事故ではないかというふうな考えで、電気設備の調査をしておりました。この間約2時間近くあったわけでございますけれども、このために受電再開がおくれました。電気が全くない状態になりましたものですから、その間焼却炉は埋火モードになりまして、リサイクルプラザを運転できなかつたともに、排ガス処理設備も運転できなかつた、ということで排ガス異常が発生したということでございます。10時55分に受電を再開いたしましたが、1回目の停電のときの調査時に部品の一部を抜き取り、それをそのままの状態にしていたがために、これが誤った方法であったわけですが、12時45分再び施設内の停電が起こつた。これは13時20分に復旧しておりますが、最初の停電のところで関西電力の停電であるということの警報を見落とししたというんですか、確認を怠つたという一つの危機操作上の問題点が一つございます。そしてまたさらに、調査時点で部品を外した状態にしたままでまた2回目の停電を起こしてしまったという、そういう人為的な部分が重なっております。

それともう一つはシステム上の問題としまして、停電が起これば直ちに蒸気タービンの発電機が稼働、直ちと言いますか、直ちに自立しまして運転を継続するというところになってきたところが、今言いましたように外に発電した電力が流れて、なおかつ外からの負荷がかかって蒸気タービンの発電機が停止したという状態でございますので、この関西電力との接続線を停電が起こつたら0.5秒後に遮断するというこれでそういう自立運転が継続できるという設定になっておつたわけですが、それでは今回のような事態が発生してしまったという、そういうシステム上の問題もございました。そういったことを踏まえまして、この不適合ということではないんですけれども、改善策を検討するか、やはり一度焼却炉を停止してきちつとした対応を考えていこうというふうなことで、自主的な判断でございますけれども焼却炉を停止して、その間にさまざまな取り組みをさせていただいたということでございます。どういった改善策を行ったかということはその次のページに書かせていただいておりますけど、まず「プラントシステム上の問題」ということで、関西電力との遮断時間の変更、先ほど申しましたように0.5秒で遮断し、自立運転に切り替えというシステムをさらに短い時間で遮断する、0.2秒で遮断するというふうに設定を変更させていただきまして、これによりまして相当、相当っていうのは0ではないなんですけど、0に近いというんですか、ちょっと語弊がありますが防げるということを知っております。

次に湿式有害ガス除去装置の使用ということで、全部が停電してしまった今回のようなケースの場合は、埋火モードということでガスエンジン発電機というもう一つの非常用の発電機があるんですけれども、これで発電をした電気でもって焼却炉を安全に消していく、火を消していくというようなシステムになっておりまして、ここにはこの電力で湿式有害ガス除去

装置まで運転ができる余力がないというふうな設計になっておるということだったんですけど、再度メーカーの方に検討した中で、ガスエンジンの発電機に全部ではないんですけど、湿式有害ガス除去装置の一部に電源を回すことができる余力があったということで、埋火モードになってもそこにバイパスせずにガスを通して、その装置を通してガスが外へ出ていくという形にできました。ただし、全部の装置が動きませんので、窒素酸化物と先ほどから出ております一酸化炭素につきましては、そのまま基準値を超える値になるということでございます。これにつきましてはその他の物質については、大丈夫だという説明を受けておりますけれども、もう少し落ちつきましたら一度全停電という状況を再現しまして、本当にガスエンジンの発電機でもって有害ガス除去装置を通したときの値が有用な値になるかどうかということを検証していきたいというふうに考えております。

次に（２）で「機器操作上の問題に係る対応」ということで、先ほど原因のところで申し上げましたように人為的な部分がかかりございます。これにつきましては、やはり捜査員の能力の向上といったことが大変大事な問題でございますので、それとやはりこういったときにどんな対応をするかというのが、分厚いマニュアル書では役に立ちませんので、より実効性のあるマニュアルを整備し、これに基づいて教育訓練を繰り返すということと、同時に今回は焼却炉停止している期間中の３日間を利用して、訓練を実施いたしました。それとともに警報の確認ということで画面上に表示が出るという今のシステムにこれまで音が出なかったということで、警報音につきましてもこれをつけ加えまして、より確実に確認をできるように改善をいたしました。ここは実施予定になっておりますけれども、これは終わっております。それから（３）の「判断の錯誤の問題に対する対応」ということで、最初に関電の停電であるということを見落とししたということが一番大きな問題なんですけれども、施設内の停電ではないかというふうな判断をしながら調査をしていた。さまざまな今回状況の中で、いろんな情報が的確に最終的な判断を下す人間のところに集中できない、集積されていなかったのではないかというふうな推測のもとに問題発生時、やはりそういった情報がきちっと最終判断者の方に伝わるような体制を考えていくと、ということでございます。ここには直接的な不適合という部分では載せておりませんが、もう少し詳しい詳細な調査を実施いたしまして、さらに問題点を明らかにして、今後の対応に生かしていくような取り組みもしていきたいというふうに考えております。区分３は以上でございます。

次に区分４、横長の分でございますけれども、これは全部で５件、５月中に５件発生しております。まず５月６日「振動式選別機Ａモーター固定部フレーム折損」という。これは焼却後の灰を溶融不適物や鉄分を選別する選別機なんですけれども、これのモーターの固定の部分にひびが入ったというんですか、そういう状況になりました。これは製品の不良という

ことで交換をしております。

5月19日にはN o. 2の「凝集助剤注入ポンプの故障」ということで、これは凝集助剤そのものが固化、固まっておったということが原因でポンプの中とか配管の中を洗浄して、対応をしております。それから同じ日にN o. 2の「塩化第2鉄注入ポンプ吐出側フランジ部微量の薬品漏れ」ということですが、これはパッキンの取付不良ということで、施工の不良でございます。

次に5月20日「蒸気タービン発電機室ホットウェル排水装置出口圧力計故障」ということで圧力計の入口ニードル弁全開ということで、本来全開ではしてはいけないというんですか、全開として使うものではないということで運転の不良ということでございます。

次にリサイクルプラザの方ですけども、5月22日にN o. 1の「破砕物搬送コンベア点検口カバーの曲損」と、曲がったということですけど、これはごみによって押されて曲がったということで、カバーの曲がったのを直しましてパッキンを交換し、補修部の塗装をしたということでございます。以上で不適合事象の説明を終わらせていただきます。

○委員長

ありがとうございました。

最後の区分4というのは、機器類の故障みたいなものですから、それはそれで対応をしていただいたらいいと思いますね。前の方の区分については、システム的にちゃんとできてないところはシステムとして、しっかり対応できるようなふうに改善していってもらわないといけないし、そのことが停電というような特殊な状況ではあるかもしれないですけど、停電に対する対応も考えていたはずがうまくいかなかったんでしょうけど、それもシステム的にちゃんと対応できるようにとか、溶出の問題も問題ですよ。よく火事は起こりますし、起こるという前提でいろいろ対応を考えておかないといけないというふうに思いますが、この不適合事象のご報告について。

○委員

組合としていろいろ細かい報告書つくっていただいているんですが、これのもとになるものはトラブルを発生した原因者から組合の方にちゃんと文書で報告されてるんですか。

○局長

文書で報告されております。

○委員

文書そのものは現場の責任者だけですか、それとも本社の関係へ回覧したというふうな向こうへ報告したというふうな何かものはついているんですか。

○事務局

済みません、今私が確認してると言うんですか、これは現場からの報告ということでございます。

○委員

現場所長名で文書で組合へ報告された。1回現場から委託業者から組合へ提出された報告書というのを見せていただきたいんですがね。

○事務局

済みません。すべてが同一の報告ということではなしに、社長名でいただいている報告書もございます。

○委員

その辺、どの程度運転業者が責任を感じてやってるかということを我々もチェックしたい。チェックという言い方おかしいかもわかりませんが、見てみたいのでその写しをお見せいただいたらありがたいと思います。なんかね、随分業者さんの世話を克明に焼いておられるなど、本当にご親切だなというふうに思うんですが、もうちょっと地元の方を言うんですか、住民の方への配慮をこれを非常にちょっとお願いしたいなというのが、感じでございます。

○委員長

ありがとうございます。

○委員

6月11日9時12分なんですけども、施設の稼働停止の状況がこれ、施設稼働停止期間0日（約5時間）、新聞によりますとこれ再稼働させて焼却炉の温度上がるまで約5時間などが、5時間自主基準値を超える窒素酸化物などが排出されたため、同センターは13日以降焼却炉を2基とも稼働をとめてミスの原因を検証していると。これは6月17日の読売新聞なんですけども、これ0日なんですか。稼働の停止が。

それともう1個が、ここに書いてあるその原因、特に発電量が少なかったとか、それから指差し確認、再訓練を実施してきました、画面上の表示だけでは警報音で確認できるように改善を加えますって何かこれどっか、何て言ったらいいのかな、初めて何かこういうシステムをつくる人がやるんやったらわかるんですけどね。僕も実は昭和55年にコンピュータのシステムやったんですけど、あのときの日本で4番目にやった初めてやったんですけども、これぐらいのことは全部やります。だから先ほどから言われてたように、なんか業者になめられてんのか、ええかげんな同じ業者でもええかげんな技術屋しか来てないのか、これを見ても一目瞭然でわかると思うんですがそこらあたりもう少ししっかり頑張ってもらわんと。

それとここで不適合事案対策本部の設置なし、周辺環境調査なし、次の委員会の開催もな

し、ほんでこれ新聞によると窒素酸化物などが排出されたため、どうのこうの。ここあたりの基準もちょっとどうなってんのかまたお答えいただきたいと思います。

○事務局

稼働停止の部分ですけど、焼却炉を停止したというのは、6月13日の午前0時からごみの投入をやめたいう、その時刻をもって停止したというふうに言ってるんですけども、この停電が直接の原因で炉がとまってしまったということではなくて、今回このいろいろな不適合事象もこれまでもありましたし、この際これをきっかけに運転する運転管理の会社も我々も含めて一緒に改善策を考えて、今後緊張感を持って業務に向かっていこうというふうな部分もありますし、稼働を続けながら改善策を進めていくということも当然可能だったわけですけども、やはりそこは一度とめて改善策をきちっと仕上げやっけていこうというふうなことで自主的にとめたという意味で稼働を停止、事故によってとまったということではなしに、とめたというふうなことで稼働停止はないというふうに書かせてもらってるわけです。ですから停電が起きてそのままずっと焼却炉が使えなくなったとかいうことではないという意味で稼働停止はなかったということであります。

○委員

この停電のときの被害状況がなしとありますね。本来動いてなきゃいけない時間に5時間もとまっていることをもって、被害状況なしというそういう認識事態が私は問題だと思えますね。理由はこのために停止せざるを得なくなってるんですから、その大きな被害だというふうに受けとめておかないと、まともな対策はできないと思いますね。この点についてもう一度見解を聞かせていただきたい。

それから二つ目は次のページに受送電系列を0.5秒後にとなってるのを0.2秒後にしたと。この0.5秒後で実際問題として問題がないという考え方で、関電主導でこれが行われたとしたら、今回0.2に下げざるを得ない、までやらなきゃいけないということ、そのことについて関電の責任は私は取るべきだと思いますね。それから関電の考え方を受け入れてこうしたとしたらですよ、こんなんこれを最初から関電の方が0.2やというのに、こっちが0.5でええと言ったらそりゃあ問題ですけど、そうじゃなかったら関電の責任を問うべきですよ。

それから3つ目は、いろんな細かい不適合事象がちょこちょこ出てますけど、これはこれが通常の状態なんでしょうか。これからもこういうふうになんかちょこちょこ出てくるものなんですか。これは当初から予想されてたことが、この辺細かいことだからまあまあというわけにはいかんと思いますので、この3つについて、ちょっと見解を聞かせていただきたいと思います。

○事務局

被害状況のところでございますけども、設備装置への被害状況というのは、壊れるとかそういう意味と理解しています。人的被害はその名の問題のとおりなんですけど、2次被害、周辺環境への影響ということも。要は被害として出てくる程度にはなかったというふうな、この例えば停電については、そんなふうな認識であります。

関電との遮断の時間ですけども、これは0.5というのは、当初施設をつくるときに関電からの設定ということで、0.5は設定したということでございます、その0.5で安全に遮断できる、自立運転が続けられるという想定ではないですけど、それで安全だということとでそういう設定がされた。今回それでうまく遮断が0.5秒で遮断はしたんですけども、その間に自家発電の発電機に影響が出てしまったという事実は事実でございますので、関電としてもこれで安全だという認識はあったんですけども、さらにそれを減らすと、限りなく0に近いほど減らすということで新たな0.2秒という設定に変更したということでございます、関電の責任云々というところまでは今は考えてないんですけども。

それと区分4の細かな不適合ですけども。前回にも申し上げたと思うんですけど、やはり大きなプラントが稼働し始めますと一般的に初期の故障期間というふうなものがやはりどうしても出てくるということで、こういう細かな部分というのはまだ少し続くだろうというふうには思ってます。そういうのがすべてかどうかわかりませんが、おおむね段々少なくなってまいりますので、それを過ぎますと安定した操業期間になるというふうなことで、一般的にはそういうふうなバスタブ曲線というふうな言い方をされておるようですが、そういう状況になるというふうに考えています。

○委員

苦しい事情はよくわかるんですが、設備とか人的な被害がなかったから、被害がなかったという認識は改めていただきたい。これは費用もかかるし、人手も取られるんですからこの辺もそういう面もひっくるめて被害というものをとらまえていただかないといかんと思いますので、そういうことであれば関電も、もうこれでいいのかもわかりませんが、関電に対して何で停電が起こったのかということのをこれ徹底的に調べてもらわないかん。今後も起こる問題ですから、停電だからやむを得ないという問題ではない。だから例えば関電に対して今回の停電について原因は何だったんでしょうか、調査されました、調査・報告を下さい。今後どういうふうはこの問題だけじゃなくて、停電対策というものについてどんなふうに対処されるんか、それぐらいの文書でも質問をつきつけるなり、そういうことが相手を緊張させるんですよ。そういうものがお互いにないと、しょうがないとこれ何だかんだ言うことで済ましとくと次はまた同じようなことになる。非常にちょっと心配なところが感じて

ますんで、よろしくお願ひしたいと思ひます。

○事務局

関西電力に停電の原因と、当然我々もそれを聞くわけですけども。過去1年間に国崎クリーンセンターへの送電の系統で、停電が起こったのは6月の11日とその約1週間前の6月5日、この2回だけというふうに聞いてるんですけども。6月5日のときの停電も短時間の停電だったらしいんですけども、それは安全に遮断されたということです。6月11日はこういう事態でして、6月5日のときは、どうも送電線に竹やぶの竹が倒れこんでショートしたというふうな原因を聞いてるんですけども、今回の停電は関西電力さんの方も大分調べはったようなんですけど、どうも原因が最終的にわからなかったということで。我々としてももっと調べろというものをなかなかあれなんで、それ以上のことは言うておりませんが、今回はそういうことだということで、当然停電が発生しましたらそういうことは聞いております。

○委員

この事故の報告書読むと、これ何とも言いようがないですね。先ほどこの前の議題で問題になりましたように、これ本当に社長呼べですね。どんな選択でこのメンテナンスの会社を選択されたか知りませんが、一応ド素人でないはずなんですよ。そういう人たちが、このまま例えば排ガスの処理施設のように一番重要な有害ガスの制限等の操作を間違ると、これはやっぱりもっと組織的に訓練されてないからこういう事態が起こる。大体こういうのは、中央制御室なら中央制御室があって、とめていいか、よしとめろというところで現場でとめられる問題もあるし、それはボタン一つでとめるかも知れませんが、それはお互いに現場と中央制御室がもっと連絡し合っこのものをやらんと、これバイパスやったからよかったものの、これは逆に入る場合だったら大損害になると思いますよ、恐らくそういうことをやったら。

そこでそんなことばかり言っただけじゃしょうがないけども、とにかくこのときにこれを見てほしいんですけど、この前配られた対応編ですか対応書のマニュアルなんですけども、この14ページに、異常時が発生した場合にはどうするというような対応が書いてあるんですけど、ここの工場の場合は、ちょっとお聞きしておきたいんですけども、技術管理者はどなたですか。電気主任技術者はメーカー側からか、それとも業者側か。ボイラータービン主任技術者はメーカー側かどっちか。そのときにこの3人はこういうふうな一番重要なこの発電事故の場合にはどないしておられました。

それとあと一つは、物すごい私が危険に感じたのは落雷によっても停電はあるわけです。それは何か見とかんとわからんというのなね、これは設計の見落とし、欠陥やなかったか、

重大な欠陥だと思いますね。常識ですわ。会社です、重要な電気が通つとんでしょ、それが落雷でバアンと落ちてあれしたと、それは何か見ないとわからないと。普通はそういうふうな重要な場合には、必ずベルが鳴るはずですわ。それでみな慌てるはずですわ、そういうときには、それで事態がどういうことであったかということがわかるわけですけど、そういうことがなかったら、これはちょっと大分時代がおくれとったんちゃうかなと感じますね。そこでこのときに電気主任技術者はどうしておられました。ちょっとそこらあたりこの3人はどうしておられたか、マニュアルの中で動かされたのか、ちょっとそれをお聞きしておきたいと思いますね。

○事務局

電気主任技術者は、停電時には控室におられたと思います。直ちに中制へ行って状況を確認されて、それから受変電室へ行かれて原因調査をされたということなんですけど。その原因調査にあたりまして、関電の停電という情報がうまく伝わってなかった。施設内の事故というふうな先入観が走ってしましまして、受変電室で長々と施設内の調査をしていたと、悪くない施設内の電気設備を一生懸命悪いとこ探して作業していたということで、結局その調査に時間がかかって受電がおくれたということでございます。

○委員

一番最後の質問答えてない。技術管理者と電気主任技術者とボイラータービン主任技術者どうなつとんの、最終的に。

○事務局

技術管理者は委託の責任者、委託業務の責任者。

○委員

委託業務、それは。

○事務局

電気主任技術者も、委託業務の中で動いていただいています。

○委員

ボイラータービンもそういうような。

○事務局

ボイラータービンは組合の顧問です。

○委員

顧問いうのは常任していないの。

○事務局

常駐じゃないです。この当日はおられてタービン発電機の負荷を調査されました。

○委員

それはおかしいんじゃないかな。

○委員長

ちょっと余り、どうぞ詳しいところも私もちょっとよくわからない。

○委員

説明がうまくいってない。私ちょっと地元でこれを詳しく聞きました。要するに、技術者がいらんことせえへんなんだら、機械は勝手に復旧しとったんです。まず、だけどもう一つ一番問題なのはシミュレーション不足なんですよ、組合が。全くこういうリスクマネジメント全くできてないんですよ。0.5秒だったら大丈夫だと、0.5秒でだめだったのが0.5秒で通電してしまった機械が制御装置が働いてしまって、いわゆる関電が配電しないといけない一般の電気需要者に対して、ごみ処理場の蒸気タービン発電機から流そうとしたからとてもじゃないけど需要に耐えられないから切れたんですよ。だから本来トラブルが起きたらそれをバックアップするための蒸気タービン発電機が0.5秒という設定がされとってそれで起きてしまったんですよ。ですから0.5秒で落ちるかどうかっていうのまだ今聞けば0.2秒までいけるという設定があるにもかかわらず、0.5秒そのまま何の、それで事務局は説明をしました。想定外の事故でしたと。想定外の事故って全然最初から想定してなかったんです。停電が起きる。0.5秒で遮断してモニターに関電による停電になったらもともとに。ほんで技術者が勝手に行っているもん機械を外してしめて、通電した段階では機械はもう1回戻らなかったというのが実際なんです。ということは結局のところシミュレーションが何にもできてないんですよ。

それともう一つは、その間5時間とめて、その間あと3日間とめましたけど、2日間何の連絡もなく燃やしてるんです。事故後、ごみ焼却場燃やしてるんです。

それともう一つ、これ私どもの方が地元で説明会があったときに指摘して、バックアップのための自家発電装置でしょ、そのためのもう一つの自家発電装置がガスエンジンなんです。最終的に蒸気タービン発電機がダウンして、これは何の原因かわからへんけれどそこまで想定してなかった0.5秒で切れちゃった、通電しちゃった。今度はガスエンジン発電機は焼却炉を落とすための立ち下げをするための最低電力だということはわかったんですけど、それ3地区で地元住民に説明あったとき何でその電力を使って湿式フィルター使わへんねんって言うたら、いやそれはそんな電力は足りません。ところが後でメーカーに確かめてみたらここに書いてわけです。これ3地区地元住民が2番目の湿式有害除去装置の使用と。何でできるようにしてなかったんっていうことを指摘して初めて事務局は動いて19日にこれしたんです。全く素人が指摘してそうなたただけであって、最初からそういうメーカーが言う

てることそのままのみにして何のシミュレーションもしてない。我々が指摘して初めてそっち電力回せたんやなど。だから無責任や言うんです。稼働、本格稼働へ行くことだけが目的で何のシミュレーションもせんとやっていると、私はそういういつも指摘しています。こんなもんだから本当にばかにされてるんもええかげんにしなさいよと、我々の素人のような者が指摘して初めてそのシステムを直してる。そんなばかなことありますか。

○委員

さっきからいろいろ出てたんで、なんか私は0.5秒から0.2秒になったのがすごく不思議だったんですけども、もしかしたらいろんなシミュレーション不足だったのかなとも思いますが。危機管理の体制の場合に一番初めに出ているのが停電という事項で、その次が地震なんですね。そういう非常事態にどういう操作をするのかというようなマニュアルは当然つくられていただろうし、それに沿って試運転期間いろいろ、それこそいろいろされてたのではないかと思うんですが。なぜ、だから私0.5でやってきたのが0.2になるのかよくわからないんです。そういう非常事態が起こった、非常事態を想定しての試運転期間中のいろいろな対処というか、それぞれの持ち場での動き方というのを確認されたのではないのですか。

○委員長

今のことで何か。

○事務局

0.5と0.2の話とは違いまして、停電時の対応というのは確かにおっしゃるとおりできてなかったというふうに思います。

もう一つ今回のものでは最初の関電側の停電による前提という意識が先ほど言いましたように情報が伝わらなかった、施設内の事故というふうな先入観でもって調査を続けたことが大きな原因でございまして、最初から関電の停電による関電側の事故による停電ということがわかっていたらもう少し早く対応できたかと思うんですけど。

○委員長

私も非常時の発電機が作動して、それで外へ出てしても非常時の発電機がダウンしたいうたら、基本的な問題ですよ、そんなものはね。遮断してから動くようになってなあかんですよ、それは。外へ出て、こんな。ちょっと何か基本的なところが抜けてたという感じがする。

○委員

私、3地区の地元のときの協議会のとき言いましたです。これごみ焼却場だったからよかったけど、市立病院だったらどうするんですか、手術中に電気が切れたら。死んでるんです

よ人。どない思ってたのと。これこの事故で人命預かってるところでシミュレーションができてなかったら、もしこれで自家発電機が動けへんなんだら人が、死人が出るんですよって。

これね、委員長今、停電を想定してなかったって言う事務局の発言ですよ。こんなもんこれからどんなことが起きるやわかりません。直ちに稼働をとめてもらってください。こんなもん地元そんなん承知できません。こんなもんずっと事務局がこんな状態でいくんだったらシミュレーション何にもできてない。こんな施設の地元で私はよう暮らしません。すぐとめてください。もうとめてしばらく全部のシミュレーションするまで稼働再開やめてください。

○事務局

済みません、停電が起こったら蒸気タービン発電機が動き続けると、そういう設計のもとに稼働しているというふうなことでございまして、今回先ほど委員の方からありましたように、想定外というふうなことで説明させていただいたと思いますけれども、0.5秒でこういう状況になるというふうな考えできなかったところでございますけど、それを0.2秒で素早く遮断することによって関電の停電にもきちっと対応できるというふうに改善をさせていただいたということでございますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

○委員長

まあ、でも停電のときに非常の発電機が動いて、それで供給するというシステムは昔からあるものですから。

○委員

今のご説明がちょっとわからないんですけど、試運転のときに、動かし試運転のときに関西電力側のブレーカー落として停電状態というのを関西電力の停電状態という状況をつくってこっちがタービンが問題なしに発電機が回り続けるかどうかというふうなチェックはされてるんですか。

○事務局

関電が停電になって、蒸気タービンが落ちたという想定シミュレーションはやっておりますが、関電が急に落ちるというふうなシミュレーションはちょっとできませんので。

○委員

停電というのは、急に起きるもんですよ。予測して向こうから電話かけてきて、今から停電します言うのは、工事なら別だけど普通の状態じゃ起こりえない。なんかね、やっぱりこの辺の状態は組合さんの本当の責任というよりは、業者さんがそのぐらいのこと当たり前でやらないかん。こんな頼りない業者に出してるんか、建設から運転まで。これは20年か何年か、こんな業者が運転するんか知りませんが、こんな怖いことないですよ。こんな業者がつくったプラントの中に、今顕在化していないトラブルがいっぱい入ってる可能性ある

んです。だからすぐにメーカーの社長呼びつけて、すぐにメーカーでチームつくって全体の設備の再点検をなささいというような指令を出して当たり前ですよ。

その再点検をするのも監視のために第三者機関的な信頼を置けるところに依頼してやってもらおうと。チェックをしてもらおうと。あなた方でチェックをするっちゃうのは絶対無理な話ですよ。まあ、当たり前な話ですから。そういうチェックできる能力の人がそれに立ち会ってチェックをする。そういうことをして今のうちにちゃんと見つけとかなないと、そんなもん保証期間切れて、3年切れてからパラパラパラ出てきたらどンドンどンドンお金取られて修理してるばかりになりますよ。

○事務局

先ほどの最初の説明のときにもちょっと申し上げたんですけど、今回の停電に関しましてはさらに詳細な調査を行いまして問題点を明らかにしていくと同時に、第三者機関の問題も先ほどからも出ておりますけど、これは進めていきたいというふうに考えておりますし、その明らかになった問題点をもとに、やはりおっしゃっているようにメーカーの見解なりをきちっと問い正していく、いうことは当然やっていきたい、いうふうには思っています。

○委員

第三者機関の話されましたけども、それはこの前までの状況で今これだけボロボロボロボロ話が出てきたら、どうも考えておられた第三者機関というのは時々聞きに行こうとか、委員会して聞かとかかいう話やと思うんですけども、そんなんやったらとても間に合わない。絶対に常駐してもらわんとだめですよ。そういう大阪市なり神戸市なりの非常にベテランの現場をよく知ってる技術者のOBの方おられるはずですからそこへ頼んで一人1年間ここへずっと常駐していただいたらいいですよ。そしたらものすごく勉強になります。

だからそういうふなことでもしなかったら、今の状態でプロのプロであるべき技術者集団が全く信頼ができない。組合は事務局はそれをチェックする能力がない。これこっちの方が当たり前ですよ、プロがプロでなかったんですよ、アマチュアやったんです。だから第三者機関というのは、そういう人を常駐してもらって、毎日毎日一緒に仕事をするということをしなかったら、絶対に危なくて、危なくて、本当に今とめてくというのは当たりの話です。

○委員長

どうぞ、簡単をお願いします。

○委員

簡単なんですけど、この問題はこんだけ重要な問題ですんで、できたら時間がきょうないんであれば、改めて近々に開催していただいて、これだけは徹底的に事務局の方、反省していただいて、また勉強もしてもらわないかんとおもいますんで。こんなばかな、ほんまにあほ

らしいてあほらしやの鐘が鳴るやないんですけど、そんなん、ぜひもう一度開催案とかそれをきっちり出して、近々にやっていただきたい。委員さん言いはんのん、ようわかんねん。地元の人やったらこんなもん安心して前の美化センターで余計あれやと思いますんでよろしくお願いいたします。

○委員長

8時過ぎまして、これいくら言っても切りがないように思うので、きょうは8時過ぎましたので一応終わりたいと思いますけど、今いろいろご指摘いただいたのは、要はいろいろ住民の方が心配されていて、ちゃんとこういうことができてるんだろうとっていたことができてないことがいろいろあるので、単純な停電って落雷したら停電するのは当たり前ですよ。それでちゃんと立ち上がらないというのは、やっぱり基本的なところが抜けてるような感じもしますので、だからそれだけでなく、もっといろんな事故というようなこともちゃんと想定してんのかどうかとか、そういうことを心配されてると思うので、余り業者の方と住民の方のどこをちゃんとしっかり考えてるのという、そういう感じはありますから、今いろいろ出てきた意見をお聞きいただいた上で、住民の方にしっかり説明できるような危機の管理も含めて、日常的なことも含めてちょっと基本的な考え方をしっかりして、対応していただくと。

今言われたようにそれについて行政の方も忙しくて手が回らないかもわかんないんですけど、それにしても住民の方の心配をなくすような努力はもうちょっとやってもらわないといけないと思いますんで、対応をもうちょっと考えていただいた上でまたその報告をしていたと、いうことでいかがですかね。

○委員

それに関連して、先ほど委員さんからそういう指摘がございましたけども、私も賛成です。そのときにこのメンテナンス会社の内容をちょっと説明してほしいんですわ。その操作員が投入する薬の量を間違えたとか何かいうことを書いてありますが、とんでもないことであって。それならそれなりの素人だけが集めてきたメンテナンス会社がとか思わざるを得ないです。当初からそういうことやったらこのメンテナンス会社はこういう契約をもってこういう構成人員を持ってっていうことをちょっと説明してほしいです。そうせんとこれこういう問題必ず起きる。

先ほど言いましたけども、ボイラータービン主任技術者が非常任ではありません。ちょっと私気がかりなんですけど、これは法律的に認められてるの、そういう意味では。例えば現場の人にボイラータービン主任技術者がおたらいいけど。どっかその人が恐らくOBの人やと思いますわ。ふだんは家庭において、工場は問題が出たときに電話で呼び出しや何らする

んだと思いますけど、これだけの設備をつくっておいて、せめていろんな管理者がこの法律、安全管理者とかいろいろ薬剤管理者とかいろいろあるじゃないですか。それはいいとしても、少なくともこの3つの柱だけはきちんと常駐した形でやらんと。将来はどうかわかりませんが、今は私はこれは法律が云々じゃなくて、姿勢の問題じゃないですか。メンテナンス会社を選んだ行政側の姿勢の問題じゃないですか。ボイラータービン主任技術者、非常任か、それでもええわ、というような形でとられたのか、それなりの説明をもう少し詳しく説明してほしいと思います。

○委員長

はい、簡単をお願いします。

○委員

私は先ほどの委員の再点検に大賛成です。いくらここで委員会を開いて説明を受けたところで、事務局が業者の方から聞いたこととかを例えば文書にされたのを読まれても私は理解できないと思うんです。それで、はい、稼働再開オーケーとかは言えません。とてもじゃないけど責任持って言えません。バイパス問題が起こったときからちょっと本当におかしいとずっと思い続けてきました。ここまできたらもうやっぱり再点検しかないと思うんです。もし、再点検をした方がいいと思われる委員さんはぜひその声を上げてください。

○委員長

私も基本的に委員が先ほど言われたように、事務局が技術的なメンテの会社の失敗を全部かぶらんでもいいように思うんですよね。相手とこちらの方しっかり分けて。

○委員

もっと冷たくならんとだめですよ。

○委員長

こういうことはやるべきであるとか、こういうことをやりなさいということをしっかり伝えて。

○委員

一緒になって協議するとおっしゃいましたけど対策を、一緒になって協議したらだめなんです。改善案を持ってこいと言わないかんです。持ってきてみて悪かったら直せ、よかったらオーケーこれで許可すると言うたらいいんですよ。一緒に中へ入ったらだめなんです。もう親切過ぎんねん、あなた方は。

○委員長

何かそんな感じがちょっとね。

○委員

もっと住民に親切になってほしいわ。

○委員長

もっとすべきで、できなかったことは向こうの責任だというぐらいの態度でもいいんじゃないかなと感じがします。

○事務局

いろいろご意見をいただいております、やはり我々としても決してメーカーとか施工業者に厳しくとか、そういう態度を取れないとかいうことではなしに、今いろいろご意見をお伺いした中では、やはりこれだけのいろんな事象の出まわっておりますので、先ほども申し上げましたように、例えばこの件に関しましてはさらに詳細な調査をして、きちっと施工業者なりに、あるいは管理会社に対して、そのあり方を追求してくと、そういう姿勢で臨んでいきたい、いうふうに考えておりますので、よろしくをお願いします。

○委員長

事務局の姿勢をという話でしたんで、その辺を含めてですね。

○委員

事務局長気の毒やと思うんですよ、本格稼働へそれまで何もかも目をつぶってきてしもうて、やっぱり稼働してしまうとこだけ問題が出てきて、その問題全部今の事務局長が受けてはんねんから、気の毒やと思うねんけど、だけどこれはその感覚が怖い。今までの事務局全部、事務局長は替わってはるけどみな残ってはんねん。私は意見書の中でその無責任体質と隠ぺいの体質と不適合事象は事務局の態度やって書いたんですよ。これが一番怖いんですよ、何の感性もなかったリスクに対して、危機管理が全くできてない。1回とめてほしいと思います。

○委員長

きょうの話は大分ご指摘はちゃんと出していただいたと思いますんで、これを受けていただいて事務局でしっかり対応を考えていただいて、事故とかそういうものは起こるものであるという前提でどう対応していくかということをしっかり考えないといけないと思いますんで、この今のご意見を十分に受けて、事務局の考え方を含めてしっかりやっていただくと、いうことにしたいと思いますが、そういうことでよろしいですかね、きょうのところは。

○委員

できるだけ早いうちにお願いします。

○委員長

また、対応をしっかりということにしたいと思います。

ほかに何か全体的なこと。

(発言者なし)

○委員長

よろしいですか。じゃあきょうはこれで終了ということにしたいと思います。

どうもありがとうございました。

○事務局

ありがとうございました。

きょうお配りをいたしました資料の中に事後調査報告書に関する環境保全委員会委員意見、4名の方から意見が出ております。一応それ全部そのまま写しをつけさせていただいて冊子としております。よろしくお願ひいたします。

それから実は、この場で非常に議論が白熱したんですが、今後委員、基本的にこの委員全体の任期この6月末で終了ということでございます。学識者の方につきましてはまたいろいろご相談を申し上げたいと思います。それから地域あるいは、団体で出ている方につきましてはまた各それぞれ選出団体にご相談を申し上げるという形にしております。

それから6月中に公募委員募集ということで計画立てておったんですが、ちょっと広報の関係が若干こういう事態ございましておくれております。そういうことで7月の初めに何とか広報を出して募集をしたいと思っております。再任は妨げておりませんのでまた応募の方よろしくお願ひをいたします。

本日はこれで終わらせていただきたいと思います。